

第七十六回
帝國議會
貴族院

帝都高速度交通營團法案特別委員會會議事速記録第一號

付託議案

帝都高速度交通營團法案(政)

委員氏名

- 委員長 子爵秋元 春朝君
- 副委員長 男爵久保田敬一君
- 公爵一條 實孝君
- 侯爵黑田 長禮君
- 侯爵久我 通顯君
- 伯爵柳澤 保承君
- 子爵安藤 信昭君
- 子爵三島 通陽君
- 八田 嘉明君
- 男爵近藤 滋彌君
- 男爵神山 嘉瑞君
- 田所 美治君
- 藤沼 庄平君
- 次田大三郎君
- 古島 一雄君
- 兒玉 謙次君
- 大澤德太郎君
- 二瓶泰次郎君

昭和十六年二月十三日(木曜日)午後一時
四十四分開會

○委員長(子爵秋元春朝君) 是ヨリ委員會
ヲ開會致シマス、先ヅ鐵道大臣ヨリ本案ノ
提案理由ニ付テノ御説明ヲ伺ヒマス

○國務大臣(小川郷太郎君) 帝都高速度交
通營團法案ノ提出理由ニ付キマシテハ本會
議ヲ簡單ニ述ベテ置キマシタガ、今モウ少
シ詳シク御説明申上げマス、帝都ニ於ケル

第四部第一五類

帝都高速度交通營團法案特別委員會會議事速記録第一號 昭和十六年二月十三日

貴族院

一

交通量ハ近年益々激増シツ、アルニ拘ラズ交
通機關、特ニ地下鐵道ガ不足シテ居リマシ
テ、到底圓滑且迅速ナル運送ヲ爲スコトヲ
得ナイ狀態デアリマス、更ニ又地下鐵道ハ空
襲下ニ於ケル唯一ノ交通機關トシテ、必要
缺クベカラザル施設デアリマスカラ、帝都
ニ於ケル地下鐵道ヲ整備擴充シマスコトハ、
平戰兩時ノ交通上竝防空上焦眉ノ急務デア
ルト信ズルノデアリマス、仍テ之ガ具體的
方策ニ付、種々考究スルト共ニ、他方交通
事業調整委員會ノ意見ヲモ徵シマシタ結果、
地下鐵道ノ急速ナル整備擴充ヲ行フガ爲ニ、
最モ適應スル有力ナル特殊ノ機關ヲ設立シ、
之ニ現在ノ地下鐵道ノ全部ヲ買収セシムル
ト同時ニ、毎年資材ト資金ノ許ス限リ極力
建設ヲ促進セシメ、且又政府ニ於テモ之ニ
對シ強力ナル監督助成ヲ爲スコトガ肝要デ
アルト考ヘマシテ茲ニ本法案ヲ提出シタ次
第デアリマス、今其ノ内容ノ主ナルモノヲ
申上げマスレバ、帝都高速度交通營團ハ、
東京市及其ノ附近ニ於ケル地下高速度交通
事業ヲ營ムコトヲ目的トスル法人トシマシ
テ、其ノ資本金ハ六千萬圓、内四千萬圓ハ
政府ガ之ヲ出資スルコトトナツテ居リマス、
第一回ノ拂込金一千萬圓ハ昭和十六年度豫
算ニ計上致シテ居リマス、残りノ二千萬圓
ハ東京市、關係電鐵業者等カラ出資ヲ求メ
タイト存ジテ居リマス、而シテ出資ノ對ス
ル利益配當ハ、勅令ニテ定ムル率ヲ超エナ
イコトニ致シ、政府ノ出資ニ對シマシテハ
配當ヲ減額シ、又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得

ルコトニシテ居リマス、次ニ本營團ハ拂込
資本金ノ十倍ヲ限り、交通債券ヲ發行スル
コトヲ得ルコトトシマシテ、地下鐵道ノ建
設、事業ノ讓受等ニ要スル資金ハ主トシテモ
此ノ交通債券ニ依テ調達セシメタイト考ヘ
テ居ルノデアリマス、尙此ノ交通債券ハ稅
ノ關係ニ於キマシテ地方債並ニ取扱フ受
ケルコトトシマシタ、其ノ元利支拂ニ付テ
ハ政府ハ之ヲ保證スルノミナラズ、交通債券
ノ所有者ハ特別ノ場合ヲ除キ、他ノ債權者
ニ先ダツタ自己ノ債券ノ辨濟ヲ受ケル權利
ヲ有スルコトト致シテ居リマス、又本營團
ハ現存ノ地下鐵道事業ノ讓受代價トシテ、
政府ノ支拂保證アル交通債券ヲ交付スルコ
トヲ得ルコトトシテ居リマス、次ニ本營團
ノ役員ハ總裁、副總裁、理事及監事ヲ置ク
コトトシマシタ、其ノ他ニ評議員若干人ヲ
置クコトニ致シテ居リマス、此ノ評議員ハ、
業務經營ニ關スル重要事項ニ應ジテ意見ヲ
述ベ、又進んで意見ヲ述ベルコトガ出來ル
ヤウニナツテ居リマス、又本營團ニ對スル政
府ノ監督助成ニ付キマシテハ、主務大臣ハ
特ニ地下鐵道ノ建設又ハ改良ヲ命ジ得ルコ
トトシ、他方政府ハ地下鐵道ノ建設ノ促進
ヲ圖ル爲ニ、補助金ノ交付其ノ他適當ナル
助成方策ヲ採ルコトト致シタノデアリマス、
最後ニ一言申述ベテ置キタイトハ、營團ト云
フ名デアリマス、此ノ文字ハ法律ト致シマ
シテハ初メテ出ル文字カト思ヒマス、モウ
一ツノ住宅營團法案ト云フモノガ本議會ニ
出テ居リマスガ、ソレトモ此ノ帝都高速度

交通營團法ト、此ノ二ツガ營團ト云フ文字
ヲ扱ツテ居ル譯デアリマス、今申述ベマシ
タヤウナ風ニ法人デアアルノデアリマスガ、
今迄ノチヨット特殊會社トデモ謂フベキモ
ノデアリマスガ、特殊會社ト云フト何カ商
事會社、普通ノ營利會社ノヤウナ風ニモ考
ヘラレマス、勿論運輸ヲ營ムト云フトハ
商法上ノ理窟カラ言ヒマスト云フト一ツノ
商行爲ト云フトニモナリマセウ、私法上
ノ法理論カラ言ヘバ此ノ營團ト申シテ居リ
マスノハ一種ノ私法人トモ考ヘラレマスガ、
實ハ營利法人トカ云フヤウナコトニ之ヲ言
ヒマスト云フト、此ノ企畫シテ居ル事業カ
ラ言ヒマスト云フトビツクリ來ナイノデアリ
マス、私法上ノ法人ノ區別論カラ言ヘバ或ハ
中間法人ト云フテ宜イノデアリマスカ、是ハ
マア特殊法人、民法ノ三十三條デアリマシ
タカ、特別ノ法律ニ定ムル所ノ法人デアリ
マス、法人トア、言フベキデアリマスケレ
ドモ、特殊法人ト云フテモナンデアリマス
ノデ、マア營團ト云フ文字ヲ實ハ使ツタノ
デアリマシテ、ソレハ特殊會社ミタヤウニ唯
營業ヲヤツテ居ルト云フノデナクシテ、其處
ニ一ツノ非常ナ公益ノ仕事ガ多分ニ盛ラレ
テ居ルト云フトデアリマシテ、丁度庶民
金庫ナドモ一方カラ言ヘバ營利ト云フト
モ言ハレマセウガ、普通ノ營利法人トカナ
ントカ大變違ツタ性質ヲ持ツテ居ルノデアリ
マス、デ此ノ帝都高速度交通營團ト云フトモ
ノハ今申述ベマシタヤウニ今日迄ノ地下鐵
道トカ、或ハ高速度鐵道ヲ買上げマシテ、

其ノ運輸ノ仕事ヲヤツテ行キマスノデアリ
マスガ、併シソレヨリモ現在ノ此ノ地下鐵
道ガ實ハ十四「キロ」シカゴザイマセヌガ、サ
ウ云フヤウナコトデハ空襲下ニ於テノ唯一
ノ交通機關ト致シマシテハ不十分デアリマ
スシ、今日ノ東京市ノ交通ガ行詰テ居ル、
之ヲ打開シテ行キマスノニ於キマシテモ不
十分デアリマスノデ、地下鐵道ノ建設ト云
フコトニ非常ナ力ヲ入レテ行クノデアリマ
シテ、之ヲ普通ノ會社ニ任シテ置キマシテ
モ出來ナイノデアリマスカラ、國家ガ自分
カラ進ンデ此ノ營團ニ非常ナ資本ヲ出シテ、
或ハ交通債券ガウマク、應募者ガナケレバ、
自ラ之ニ應ジテ行クト云フ、大變ナ覺悟ヲ
持ツテ此ノ營團ノ事業ヲ進メル、殊ニ建設事
業ヲ進メル、利益ト云フヤウナ觀念ガ非常
ニ薄イ、公益ト云フ觀念ガ非常ニ強イ、マ
アサウ云フ法人デアリマスカラ、今迄ノヤ
ウナ普通ノ法人ト云フ、所謂特殊會社ト云
フヤウナ言ヒ表ハシデハビツタリ其ノ性質
ヲ表ハスコトガ出來マセヌノデ、ソコデ營
團ト云フ新シイ言葉ヲ思ヒ付クニ至ツタノ
デアリマス、政府ノ企圖シテ居リマス所ガ
此ノ公益事業ヲ多分ニ盛ツテ地下鐵道ノ建
設ヲ急ニヤリ遂ゲヨウト、斯ウ云フ考ヘ方
ヲ以テ斯ウ云フ新シイ名ヲ用ヒマシタヤウ
ナ次第デアリマス、チヨット、何レ御質問ガ
澤山アラウト思ヒマスカラ、此ノ問題ダケ
ヲ先ニ御説明申上ゲテ置キマス、宜シク御
審議ノ上速カニ御協賛賜ランコトヲ御願ヒ
致シマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 皆様ニ御諮リ
致シマスガ、此ノ審議ノヤリ方デアリマス
ガ、慣例ニ依リマスト一般質疑ヲ致シ、尙
續イテ法文ヲ逐條ニ審議致スノデゴザイマ
スガ、ドチラニ致シタモノデセウカ
○男爵久保田敬一君 今日ハ材料等ノ要求
ヲ致シマシテ、ソレヲ能ク仔細ニ研究シタ
上デ質疑ナスタ方宜クハナイカト私ハ
思ヒマス
○委員長(子爵秋元春朝君) 久保田男爵ノ
御申出ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○田所美治君 チヨット私當局ニ、鐵道大臣
ニ若シ材料ガ御アリニナレバ頂戴致シタイ、
是ハ未ダ拜見致シマスノモ拜見致シマスガ
是ハ素人デゴザイマスカラ、十分勉強シテ置
キマスガ、本案ハデスナ、今御話ノ通り、地下
鐵道ノ建設促進ノ傍ラ、今日ノ現下ノ時局ノ
將來ヲ考ヘテ、地下鐵道ヲ國防機關ニマア
役立タシメル、其ノ通りデアアラウト思フノ
デスガ、其ノ方ノ材料ガデスナ、若シ何カ御
調査ニナツテ居レバ……今是ハ實際獨英ノ關
係ニ於テデス、現ニ世界デ研究シツ、アル
問題ダラウト思フノデスガ、私モボンヤリ
記憶シテ居ルノデスケレドモ、昔御互ノ居ッ
タ時分ノコトヲ考ヘテモ「ヨーロッパ」ノ規模
ハナカク大キイ、日本ニ現在アル奴ヨリモ
餘程設備モ大キイシ、果シテアレガ今日役
立ツテ居ルダラウト思フノデスナ、國防上
ニハ……マア技術上ノコトハ能ク分リマセ
ヌガ、詳シイ話モ一向聞カヌデスケレドモ、
「ドイツ」ノ攻撃ニ對シテ、彼處ハ唯一時ノ
避難所デナクテ、隨分彼處デ宿泊シテ居ル
ヤウナ狀況が見ヘルノデスナ、サウスルト
云フト現在ノ彼ノ日本ニアル規模位ノモノ
デ其ノ目的ガ達セラレルカ、何時モ私參ル
度ニソナナ考ヲ起スノデス、建設ヲ促進シ
改良ヲ命ズルト、今モ御言葉ニアリマシタ
ガ、サウ云フ見地カラ言フト、現在ノ奴ハ

餘程擴大シナケレバナラス、又今日ノ空襲
ノ攻撃ニ對シテハ諸般ノ設備ガ要ルダラウ
ト思フノデアリマスガ、サウ云フコトハ完
全ニハ出來テ居リマスマイケレドモ、現在
アルモノヲドウスルカ、又將來、是カラ此
ノ營團デヤツテ行クト云フ場合ニ、ドウ云フ
モノヲ拵ヘテ行クカ、尤モ是ハ六億デモ、
六億以上デモ必要ナモノハ出サナケレバナ
ラス、是ハ唯交通ノ費用ダケデヤナクテ、
國防費ニナツテ來ル譯デアリマスカラ、其
ノ邊ノ何カ御調ニナツタ材料ガアレバデス
ナ頂戴致シタイ、斯ウ考ヘマスカラ、折角
擴充シ促進スル場合デアリマスカラ、是非
其ノ目的ヲ、是ハ今日想像出來ルダケノ完
全ナモノニスルコトニ努メナケレバナラス
ト思フノデアリマス、何カ材料ガゴザイマ
シタナラバ、頂戴致シタイト思ヒマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ材料ノ御
請求ノ方ハゴザイマセヌカ
○男爵久保田敬一君 只今東京市ニアリマ
ス地下鐵道及高速度鐵道ノ建設費ガ御分ニ
ナツタナラバ、成ルベクソレノ詳細ナル建
設費ヲ表ニシテ出シテ戴キタイト思ヒマ
ス……チヨット議事進行ニ付イテ……
○委員長(子爵秋元春朝君) ドウゾ……
○男爵久保田敬一君 只今戴キマシタ圖面
及書類ニ祕ノ字ガ打ッテアリマスガ、是ハ鐵
道省デ祕ト打ッテアルノヲ其ノ儘此處ニ御
出シニナツタノデアリマスガ、又現在ノ法規
ニ依ル所ノ祕デアリマスガ、此ノ圖面ニハ
赤デ祕ト打ッテアル、ソレカラ此ノ書類ノ方
ノ中ニハ省外極祕トアリマスガ、省外極祕
ト云フノハ、鐵道省デ省外極祕トシテ用ヒ
テ居ルモノヲ其ノ儘此處ニ御用ヒニナツタ
モノデアリマスガ、此ノ祕扱ヒト云フノハ

如何ナルモノデアリマスガ、之ヲ御伺ヒ致
シタイ
○政府委員(大山秀雄君) 御手許ニ配リマ
シタ交通調整參考資料ト申シマスモノノ中
ノ二頁目ニアリマス省線關係ノ數字ガ、是
ガ祕扱ヒニナツテ居ルノデアリマスガ、其
ノ頁ニ又特ニ省外極祕ト書イデアリマスガ、
是ハ省内デ文書ノ祕扱ヒノ規定ヲ作ッテ居
リマスノニ該當致シテ居ルノデアリマスガ、
其ノ基ク所ハ自然又一般ノ法規ニ基イテ省
内デ規則ヲ作ッテ居リマス、ソレニ該當致シ
テ居ル譯デアリマス、其ノ外ハ大シテ祕扱
ヒノモノハナイト考ヘテ居リマス、地圖ノ
方ニ祕トアリマスノハ、路線ノ關係モアル
ノデゴザイマセウガ、是ハ餘リ外部ニド
ン出サナイト云フ程度ノ祕ト御承知ヲ
願ヒタイノデアリマス

○男爵久保田敬一君 此ノ祕扱ヒナルモノ
ハ、只今非常ニ嚴重ナ法規ガアリマシテ、
祕デアルカ祕デアナイカト云フコトヲ明カニ
シナケレバナラスト思フノデス、省外極祕
ト云フヤウナモノヲ省外ヘ持ッテ來ルナン
ト云フコトハ、ドウモ譯ノ分ラナイ話デア
リマシテ、我々モ此ノ取扱ヒ上非常ニ困ル
ノデアリマス、能ク御調ニナツテ此ノ次迄
デ宜シイデスカラ、ドレガ祕デアツテ、ドレ
ガ祕デアナイト云フコトヲ……成ルベク外ヘ
出サナイト云フヤウナ、サウ云フ曖昧ナコ
トデナシニ、是ガ祕デアル、祕デアナイト云
フコトヲ明カニシテ戴キタイト思ヒマス

○政府委員(大山秀雄君) 早速御話ノヤウ
ニハツキリ致シタイト思ヒマス

○八田嘉明君 今委員長カラ御話ノ審議ノ
方法ハドウナリマシタカ、逐條ニ依ルカ、
或ハ一般ノニスルカト云フ點ハドウナリマ

シタカ

○委員長(子爵秋元春朝君) 今久保田男爵ノ仰シヤッタヤウニ今日ハ此ノ程度デ止メマシテ、私ノ考ト致シマシテハ、先ヅ一般的質疑ヲ先ニ致シマシテ、ソレカラ法文ノ逐條審議ニ移ラウト思ッテ居リマス、併シ左様區別致シタイト思ッテ居リマス、御質疑ノ内容ニ依リマシテハ、逐條審議ノ時ニモ尙一般問題ニ戻リマセウシ、又一般問題デモ逐條審議ニ互ルト云フ部分モアリマセウカラ、是ハ其ノ時ノ場合デ、大體サウ御決メ願ッテ置キマシテ、御質疑ノ要點ニ依リマシテハ兩方ニ跨リマシテモ差支ナイト思ヒマス、尙今久保田男爵ノ問題デアリマスガ、此ノ祕扱ヒノ問題デ質疑應答ナサレルニ付テハ、知ラズ識ラズ數字等ニ互ッテノ御議論モ出マセウト思ヒマス、是ハ御許ヲ得テ置キマシテ、若シ祕ノモノガ速記録ニ出テ居ルトイケマセヌカラ、適宜削除致スコトニ御了承ヲ願ヒタイト思ヒマス

○八田嘉明君 私ハ委員長ノ御考ヘ結構ダト思ヒマス、此ノ審議ノ方法ハ……

○委員長(子爵秋元春朝君) 他ニ御發言アリマセヌカ、別ニ御發言ガナイト認メマシテ本日ハ是デ散會致シマス、次會ノ開會ハ追ッテ御通知ヲ申上ゲマス

午後二時六分散會

出席者左ノ如シ

- 委員長 子爵秋元 春朝君
副委員長 男爵久保田敬一君
委員

- 公爵一條 實孝君
侯爵黒田 長禮君
伯爵柳澤 保承君
子爵安藤 信昭君

國務大臣

鐵道大臣

小川郷太郎君

政府委員

- 子爵三島 通陽君
八田 嘉明君
男爵近藤 滋彌君
男爵神山 嘉瑞君
田所 美治君
藤沼 庄平君
次田大三郎君
古島 一雄君
兒玉 謙次君
大澤徳太郎君
二瓶泰次郎君
- 内務省土木局長 成田 一郎君
内務省計畫局長 藤岡 長敏君
鐵道次官 鈴木 清秀君
鐵道省監督局長 大山 秀雄君
鐵道省運輸局長 長崎惣之助君
鐵道省建設局長 倉田 玄二君
鐵道省經理局長 平山 孝君

昭和十六年二月十四日印刷

昭和十六年二月十五日發行

貴族院事務局

印刷者 內閣印刷局